

ソレーナ STACIA カード litta 特約

第 1 条 (本特約の目的)

1. 本特約は、ソレーナ STACIA カード会員規約（以下、「会員規約」といいます。）及び litta 利用規約に対する特約であり、会員規約に定めるカードのうち、litta 利用規約に規定の litta サービスの利用に必要な litta カードとしての機能（以下、「litta 機能」といいます。）が付帯されたカード（以下、「一体型カード」といいます。）を貸与された会員（以下、「一体型会員」といいます。）に対して適用されます。なお、本特約において使用する用語は、別段の定めのない限り、会員規約及び litta 利用規約（以下、総称して「両規約」といいます。）における用語と同じ意味を有するものとします。
2. 本特約に別段の定めのない限り、一体型会員が一体型カードにおいて会員規約に規定のクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」といいます。）を利用する場合は会員規約の規定、litta 機能を利用する場合は litta 利用規約の規定がそれぞれ適用されるものとし、両規約と本特約の内容が矛盾する場合には、本特約の規定が優先して適用されるものとします。

第 2 条 (litta 残高の合算)

一体型カードの litta 残高については、本会員とその家族会員の残高は合算されないものとします。

第 3 条 (退会及び会員資格の喪失)

1. 一体型会員が退会その他の理由で会員資格を喪失した場合、一体型会員は一体型カードの litta 残高を使い切るものとします。この場合、一体型会員は、当該残高の使い切り後、当社の指示に従い当該一体型カードを破棄または返却するものとします。なお、当該残高の使い切り前に、カードの有効期限切れまたは紛失等の事由により、litta の利用ができなくなった場合、litta 残高に相当する現金の払い戻しは行われません。
2. 一体型会員が litta 利用規約に規定の利用資格取り消し事由に該当した場合は、会員資格を喪失し、一体型カードの litta 機能のみならず、クレジットカード機能の利用もできなくなります。この場合、litta 残高はゼロとなり、また、現金の払い戻しも行われません。
3. 一体型会員の本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失した場合、その家族会員も会員規約第 2 条の規定により当然に会員資格を喪失し、当該家族会員に対しても前二項の規定が適用されるものとします。

第 4 条 (本特約の改定)

当社は、本特約の内容を改定する場合は、一体型会員に変更事項を通知もしくは告知することによって行います。当社が当該通知もしくは告知をした後に一体型会員が一体型カードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。